

## 維新改革の指導精神——神武創業

### の發現につきて

徳重浅吉

- 一、はしがき
- 二、神武創業説の由來
- 三、復古と維新
- 四、神武創業の精神
- 五、神武復古の母胎としての皇學
- 六、神祇官の再興
- 七、神佛分離
- 八、舊弊一洗と神祇道
- 九、神祇道の確立と大教の宣布
- 一〇、教則三條
- 一一、結語

### 一、はしがき

維新の改革は王政復古と萬機御一新といふ現實的目標を定めて遂行せられた、前後約三十年に亘る國家的國民的運動であつたのであるが、而も此の二目標の奥には今一つの高い次元に立つ神武創業といふ理想があつて、此の尙古と趁新との動もすれば相反せんとする二要素を、甘く統合し推進

行つたことは、今更事新しく云々するまでもないことである。既に最近平泉澄氏の如きも日本史上してより觀たる明治維新(史學會編明治維新史研究所載)と題する論文に於て、

かやうに維新の運動は、もと南朝の歴史に對する感激に端を發して、初め建武中興を目標とし、それより自然溯つて承久をも追憶し、又大化改新をも追憶したが、遂に神武建國の古を目標として始めて落ついたのであつた。云々

と論じ、明治四年三月十一日神祇官に於て天皇親臨して神武天皇を祭られ、五年十一月十五日には神武即位の年を以て紀元と爲し、即位日を祝日と定められたことや、これより年を記すに神武紀元による事が流行したことなどを擧げて證權として居られる。然り維新の諸變革は實に此の理想が色々の機に應じて現はれたものであるが、然しながらその發現の實際については、種々複雑した事情と許多の要素とを混入して、さう一言に簡單に結論したのみでは、維新史の實情を説明するに足らぬ場合がいくらかもある。第一此の平泉氏の所説でも、日本史上に於ける明治維新の意味を論定したと傲してゐるに拘らず、然らば神武創業の理想に基く實際の運動は維新に先行せしや、並行せしや、後行せしやといふ如き幼稚な質問も許さるゝ程度の大ざつばな叙述である。所詮是は普通神武創業の觀念が常識的な意味しか與へられてゐないからであつて、かゝる無條件的の承認では維新改革の眞精神を、そのありしが儘に領解することは出來ぬ。謂はゞ今日の人の考へた維新史になつて了う

のである。本稿はかゝる省察に立脚して、予が思索探究し得た管見を開陳せんとて物する。

## 二、神武創業説の由來

第一は此の主義の由來であるが、それに就て平泉氏の論文には、玉松操の力とし、同人が之を岩倉公に勧め、公の建白によつて廟議がかく決定したといふことであるとしてある。蓋しこれは、故井上毅氏の「岩倉公の逸事」など以來の通説であり、この方面の權威藤井甚太郎氏の明治維新史講話もこれと同様の記述で、たゞ玉松は之を大國隆正から得たことが附加してあつたに過ぎぬやうに思ふ。勿論予とてもこれには異議を挟む理由はない。蓋し玉松は、見様によつては明治創業の獨裁執政者にも見做され得る、岩倉公の賓客といふべき位置にあつたことがある。殊にそれは慶應二、三年といへば、公が洛北の栖居に復古變革のプログラムを練りつゝあつた際である。然しながらこの事を、全く玉松或は大國の考案又は進言にのみ基くとは考へない。何となれば保建大記や中興鑑言以來、承久建武の覆轍には切實な審究を加へ、本朝神社考や排釋錄以來奈良平安の倭佛溺佛を慷慨し、殊に本居以來は儒佛渡來以前の古道こそまことの道ならめと強調されて來た幕末社會の思潮に泳いでゐた人として、而も如何に「予は無學なり」(續叢裡 鳴蟲)といふことを公言して憚らなかつた人とはいへ、あの卓越した識見を持つてゐた岩倉公が、復古維新の大事業は建國創業の意氣を以て決行せざるべからずといふこと位を考へつかなかつたことはいふ筈である。況んや此の事は既に文久三年(この頃は玉松はま

だ坂本で神官の子供や雛（僧に句讀を教へてゐた）に於て可成り精密な、具體的の實行案として少數有力なる朝臣志士の間には考  
慮傳唱されて居たるに於てをや。即ち、その立案者は草莽の身を以て朝廷に先づ出仕建言を許され  
た眞木和泉その人であり、そして彼は文久二三年即ち尊王攘夷運動最盛時代の第一リーダーであつ  
たことゝ、今日審かに彼の遺文を読み、その描いてゐた腹案を観れば、恰も維新政府の宣言書であつ  
たかの如く、適確に而も具體的に維新創期の日本が辿つて來た道を預見し、従つて之に應ずる政綱を  
定めてゐたかの如く考へらるるときには、志士所謂——それは幕末より維新に至る日本を事實上動  
かしてゐた人々である——の持つてゐた考も略見當が付くのである。無論岩倉公は始め眞木等とは  
反對の立場にあり、文久二年十一月にはそれ等志士の忌む所となつて、辭官、落飾、謹慎までも請  
はねばならぬ身となつた。爾來五年に及ぶ公の蟄居はこれに基くのである。然しながら其の間公は  
決して無爲には過さなかつた。入道とはいへ思ひは俗界に絶たずして、常に形勢の推移に着目して  
ゐた。そして元來が公武合體を策し、島津三郎の東下を周旋した人だけに、元治甲子の亂後所謂激  
家志士が殆ど絶滅してからは、内密ながら愈々積極的の行動を始めたのである。蓋し長派の志士に  
奸物と責められて退いた人であるから、幕吏の監視は甚だ寛なのである。されど實は幕府にとつて  
はそれが迂濶。既に此時は薩の方針が異つてゐた如く、公の心も變つてゐたのである。そして間も  
なく長州征伐薩長同盟と進むにつれて、公と長派並に三條公等との間も生死相契る程の間になつて

來たのである。而してかゝる親近さの成立は、全く政見の接近に基くのであるが、それは取りも直さず公や薩州が公武合體の考をすて、討幕に變じたからである。言ひ換へれば所謂激家即長派と同一意見になつたからである。人々は知るであらう。慶應二年八月三十日二十二人の公卿が同盟參内して、尹宮(國事御扶助)と二條攝政とを、徳川中納言慶喜の肩を持つとて彈劾したことを。而してその策源地は實に岩倉村であつた。だから此の後岩倉村で考按せられた復古維新の大變革のプログラムが、前に眞木和泉が學習院出仕時代に考へたものと似たものになつたとて不思議ではない。蓋し此の頃公の門に出入したものに品川彌次郎、香川敬三、三宮義胤、大久保利通などあり、それ等を通じて、長派並に西竄五卿には夢寐にも忘れられぬ眞木の經緯愚説や討幕篇が傳寫でなくば意見としても聞かれぬ筈があらうか。予は必ずやこれ有りしと信ずるものである。

而してその經緯愚説(文久三年春學習院への上書なるが如し)の經の第二條には

### 一、創業の御心得事

太祖○稿者云、神武天皇を斥し奉るも中興なり、然れども草昧の運洪の世に筑紫より中州に入りたまひ、皇化を敷きたまひし業は創業なり。中宗○稿者云、天智天皇も中興なり、然れども、封建の弊出で、修むべからざるを察して、新たに郡縣にかへたまへる業は創業なり。今又大業を興し、宇内盡く皇化を敷きたまはんとするに、尋常の御心得にてなるべきや。

とあり緯の第二條には又

一、舊弊を破る事

太平久敷續く時は、何事も自然と鄭重になるは當然の理なるが……萬端舊例古格を金科玉條の如くになし來りぬ。それも實の古昔の例格ならば宜しかるべけれど、奈良にのぼらぬ近古の事なり。然らば此際に於ては何事も打破り、遠く古に立回り、天智天皇以上 神武天皇 神代の例のみとり行ひ給ふ業にあらまほしき事也。

とあり。さてその次の封建の名を正す事の條には、諸侯に五等の爵を授くるをよしとし、而もこれは、「何事も古に挽回することよければ」とて、公、別、國造、稻置、縣主の名を擧げて居るし、更に文武一途にして其名を正す事の條にも、大寶の九等位に應ずる寵號○稿者云、古のを立つべしとて、一位は真人、二位は朝臣、三位宿彌、四位連、五位眞○忌寸の誤なるべし、六位首、七位史、八位使主、初位臣の案を立てゝゐる。擧げ來れば彼の復古は天智以前神武、而して其の内容は復古にあらずして創業なりしを知るに足る。

言ふまでもなく眞本は元來神官であり、討幕の方便として一時浪華に御駐蹕——此一擧は必ずあげさせらるべき也と彼は固く主張してゐる——の後は「大養徳の地にて橿原の舊によりて京を定め」云々(討幕)と計劃してゐる程の復古論者である。それが今復古の字を殆ど用ひずして、創業を説く。

我々はそこに彼の活きた經世の材識を觀なければならぬ。だから彼は攘夷論者の參謀長ともいふべき位置に推されたが、その攘夷論は決して柱膠不易のものたりしなるべしとは考へてはなるまい。尊王の字を尊皇と改めなければ氣の濟まなかつた彼である。經緯愚説の第一條にも

一、宇内一帝を期する事

祈年祭祀詞の中 皇大神宮に奉告詞に、狹國は廣く嶮國は平けく、遠國は八十繩打ちかけて引き寄する事の如くごあり。即ち 天祖の神慮にあらずや。然ればこそ昔の 御門は、蝦夷は云ふもさらなり、肅慎、渤海、三韓、琉球まで 皇化を敷き給ひ、中古までも坂上田村丸は日本中央の石を奥州南部の邊地に建てたりといへり。勿論我 天津日嗣は宇内盡くうしはき給ふべき道理なり。露西亞王ペトルが妻は婦人にてすら、ペトルが遺業を益々盛にして、我れ海内一帝たらんと志を立てたるよし、固より我國は大地の元首に居て地理を以て四方に手を展ぶるに甚便なり、一世にては成就すまじけれど今日より始めて其規模を定め、東より西よりいづれにても其宜に従ひ事を擧げて、遙に 天祖並 列聖の御志を遂げさせたまふこそ、我 天子の孝とも申べき事なれ。と書き記した彼は、同じ宇宙總帝論、萬國本宗説に染んでゐても、上古鴻臚館の設もあらせられし時にならふといふ意味もわからず、姦雄の爲に誤まれたりと世を避けた皇學者とは眼識に於て相違もあつたらう。明治元年七月大學校を設立する際にも、玉松の意見は岩倉公から顧みられなかつた。

それやこれや、間接的の材料しか提供し得ないのであるが、神武創業といふ如き大方針の發案を玉松氏一人にのみ歸するは如何なものであらうか。尤も岩倉公が玉松の「神武創業に基き我より古を作すべし」といふ議説に敬服したのは事實であらう。然し功臣の業は屢々強て一人に歸せらるゝことがある。殊に維新の功勞者の事蹟に於て然るを見る。仍て玉松氏が言ひ出したにしても、その周圍や背景までも見ることは無用でない。

### 三、復古と維新

然らばその神武創業の詞が意味してゐた内容はどんなものであらうか。之を古典の記載に見れば古事記は單に日向國を出でまして畝火白檮宮に即位し、且つ崩じ給ふまでの言ひ傳へを書けるのみ。日本紀は稍詳しく、此の外に即位の大禮を行ひ給ひしこと、皇祖天神を鳥見山に祭り、中臣、齋部等をして神に仕へしめられしこと、國造、縣主、稻置などを定め置かれしことなどを記し、舊事記古語拾遺には更に八神を祭り給ひしことも載せてゐるが、總じて幼稚な叙述や説話のみで、之に依てその御施設の實際が如何であつたかを具體的に詳に想察し奉ることは出來ぬのである。従つて復古といつてもそのまゝでは到底維新の時代には模範にならなかつた。また歴史といふものはそれを許さぬ制約の上に立つてゐる。そこで過去の歴史現象に含まれた——といふよりも過去の歴史事實が象徴してゐる精神をとつて、之を現在に織り込むのであるが、さすれば復古といつても既に創業であ



る。曾て三浦博士は明治元年の皇宮諸門の警衛に關する御沙汰書の原案に、御復古とあるのを、王政御一新と張紙してある例を引いて、復古と維新とは紙一重の隔りであると云はれたが、實に予が説くの如く一致さへするのである。たゞ僅かに六十年前のこと、は云へ、當時は時代の進化に關する考へ方が、殆ど今と反對であつたが爲に、一般の人には爾くこのことがはつきりと飲み込めてゐなかつたであらうと思はるゝのみである。従つて予は必ずしも茲で、眞木の創業の二字を以て、そんな形而上的な意味に解することを主張するわけではないが、然し明治を創業なりと覺悟し、而もその先蹤は天智以前神武に求むべしとする所には、復古も一新も統合し得る一段高い理念、神武建國の精神といふやうなものが潜在してゐたと傲して可然しと思ふ。わかり易くするために例を以て云ふならば、神武復古といつても、彼が如き漠然たる記述と、原始的なる職制を以て、爾來二千年もの經驗を重ねてゐる、進んだ所の國民社會を理導する統治の實際施設を建立し得るか否か。それは云ふ程野暮である。何となれば當代御政治の核心と考へられてゐた祭政一致さへも、さて實際行はんとすれば大寶令の神祇官の制度を再興せねばならず、さりとて過去の因習は祭に教を加へざれば承知せず、教を加ふれば政と一致するを許されずして遂に失敗に終つたではないか。だからそれは、文物典禮、治績政規といふやうな具體的のものゝ上で復古すべきものではなくて、それ等の簡單に傳へられてゐる史實の内面に潜んでゐる所の精神を、時代相應の形で再現さすべきものであつた。そして或る時

若しくは或る個人は如何にもあれ、(即ち或る者は神武帝時代の形式を回復せんとし、或る時代は全然來外文化を驅逐拒否せんと努力したことがあつても)、詮する所全體としての時代、全一の生活體としての國民社會は王政御一新、文明開化といふやうな標語に表はさるゝ聰明な、高遠な道を辿つて來たことは、正しく神武復古の理想は、創業の理念を以て維新史の動きを支配して來たことの何より明白な證據である。復古はこの意味で維新でなければならず、維新は即ち創業である。維新はこの意味で政界と云はず、教界といはず、尙古派と進取派とが、その理想を求むる爲に合體が出来た時であつた。そして、その痛しき分裂が來たときは既に草創の業を終へてゐた時であつたのである。

#### 四、神武創業の精神

そこで今神武創業の精神——これこそ維新草創期の日本を指導した所の——を求めるならば、それは明かに日本書紀に出てゐる。即ち普通神武天皇即位の詔と云はるゝものであるが、實は天皇が東征六年、その功を終へて愈國家肇造、萬世登極の式典を行はん爲に皇都を奠め宮堂を營まるゝに方つて、平生懷抱してゐられた建國治世の理想を普く宣說せられた御聖詔である。無論日本書紀は漢臭を混するといふので、古典として最高の價値は與へられてゐないのであるが、然しながらその編纂は古事記のそれを去る僅かに五年の後であること、及びその實録的な編纂方針が尙大部分の客觀性を存することゝ、特に民族の發生及び國家結成を説明するために書かれた古典は、何れも或る程

度の文化段階、謂は、當該國民がその過去の記憶を一つの統一ある組織——神話傳説の如き——に構成し得た時のものであることから考へて、假令漢意が混じつてゐるにしても、斯る肇國の英雄がその精神を宣明したといふ如き形に於てなざるゝ説話は、少くともその説話成立當時——それは私を見る處では、此時期こそ實に當該國民の思想的結成が成就された時である——に於ける國民の理想、云ひ換へれば建國の精神なりとして國民が未長く宣揚し追求したものを示す點に於て、特別な價値を擔うてゐるものである。そして若しこの説話が、更にその假托せられた古への當時にあつた事實として受け入れられて來たとすれば、それはまことに國民の心の中に生きてゐる國家的生活の理想となつてゐるのである。だからその編纂も邦家の經緯王化の綱基と考へられた日本紀、そして爾後國典の筆頭として尊重せられた日本紀に、神武天皇奠都の詔として現はれてゐるものは、取りも直さず、日本建國の思想的完成期に於ける國民の理想を明示してゐるものであり、且つ疑ふ餘地もなく神武天皇其人の御意思なりきとして長く國民の上に信奉せられて來たものである。而して國民思想變遷の長き流れに於て、最も強くその時を追懷し、その君を慕傲したのは云はずもがな幕末維新である。それは取りも直さず幕末維新時代の國民には、神武建國の事業精神が特別に崇敬せられてゐたことを物語る。別言すれば幕末維新の歴史は神武建國の精神が餘計に働いてゐるといふことである。神武建國の精神は此意味に於て維新改革の指導精神であらねばならなかつたといふ當爲性を持つ。

然らばその建國の精神の内容は如何、日本紀には之を

恭臨寶位、以鎮元元、上則答乾靈授國之德、下則弘皇孫養正之心、然後兼六合以開都、掩八紘而爲宇云々

といふ四十字に托してあるが、誠に堂々たるものであつて、君民分限、億兆綏撫、報本反始、正徳厚生、宇内統御の大理想が遺憾なく開顯されてある。上は則ち天神授國の徳に答へ、下は則ち皇孫養正の心を弘め、然る後六合を兼ねて都を開き、八紘を掩うて天が下を家とす、何と高大深遠なるものではないか。曾てカイゼル・ウイルヘルム二世はその不當なる權威を他民族に強制せんとしたときでさへ、我は獨逸文化を普及して彼等を幸福にするのだと高言した。然しその所謂クルツアは獨逸國民は上帝の選民なりといふ獨斷の下に、その誇る科學的文明を意味することの多かつたのは何たる不義なものであつたらう。然るに神倭磐余彦命なる神格に投影せられたる我が上代國民の理想は、授國の徳に報ひ正を養ふの願ひを世界に弘むるといふ道徳的なものであつた。それ故に儒典に云はれる大義を四海に布くといふが如き理想は、確實に我國民生活の思想的重點をなしてゐたと斷じ得るのである。

##### 五、神武復古の母胎としての皇學

今日幕末明治史研究の盛行につれて、維新の原因なりと唱道されるもの一二にして足りない。ま

づ第一には從來から夙に唱へられてゐた尊王論、次には幕威の失墜に伴ふ諸雄藩、就中薩長の奮起、三には下級士族中の人材所謂志士の運動、四には武家階級の窮乏に原因する封建社會の崩壞、五は町人の擡頭に促された資本主義社會の出現、六は外力の壓迫に對抗せんが爲に勃發した國民的覺醒等幾つとなく擧げられるが、此等は何れも否定することの出來ぬ眞實性を持つてゐる。蓋し幕末の社會は斯くの如く各方面に於て破綻を來して居り、それ等が幾重にも交錯直疊した結果であつた爲に、あんなに各方面に互る大混雜、大變革を將來したのである。とは云へ當時の世相を精密に觀察し、そこに動いた人々の心即ち國家人社會人としての興奮の直接の原因を突きつめて行つたならば、その最も根幹的なもの基本的なものは外力の壓迫に對する國民的反撥であつたと解するのが適當であらう。それはこゝで管々しく一々の辨證を試みないでも、田中王堂氏が福澤諭吉の評傳(世界思潮第十二冊)に論じてゐられる一部の要旨を紹介したゞけで結構であらうと思ふ。

我が國の文化は常に外來の刺戟と感化によつて變形され、或る程度まではその方向さへも決定されて來た。遠くは三韓文化、支那文化、近くは西洋文化の刺戟と感化であるが、然しくれぐれも等閑に附してならないことは、此の二つの時期に於ける我國民の外來文化採用に於ける動機の相違である。即ち前には謂はゞ自國の文化の粉飾の目的を出でなかつたのに、後のは正確に言へば自國の存在を保障せんとする熾烈の欲求に餘儀なくされたものなのである。それは今から七十年

前に、我國民が青天の霹靂として、俄然西方二三の雄邦から、其の存立を嚇かされた、而もそれが「今汝の取るべき道は二つしかない、國を開いて吾々と交際を始めるか、港を鎖して滅亡に赴くか、汝の選擇はこの他に一つでもあり得ない」といふ亂暴なものである。そしてかゝる無禮な提言を尠しも憚る所なく爲された事だけでも（特に富と實利をその生命としてゐる近世文明を目安として語るべき）、國力と民智とに於て彼我の間に如何に大なる差異があつたか想像することが出来る。保守と他國よりの隱棲とを生活信条として來たわが民族に取つては、これこそ誠に解決の術なき難題であり、文字通りの國難であつた。だからこの思ひがけなき威嚇によりて、久しく彼等の心の底に眠つてゐた民族的情操は、敢然として目覺めたのである。國運の負擔者たる當時の志士は、他の事柄に關しては、それ／＼ごんなに異つた意見を懷いてゐたにしても、一つの事柄に關してだけは全然同一の念願の下に動いた。それは自國の獨立の保障といふことであつた。此は彼等にとつてあらゆる價値を超越した無限價値であつた。云々(○要)

私はこの意見が無條件に是認する。そしてかういふ幕末社會の特異性の上に立つて、維新の原動力として、直接に、深奥に、最も強く働いたものは外力の壓迫なりとする前からの考をやはり正しいものと思ふ。

とは云へ、此に省察すべきことが一つある。それは、然らば復古維新の運動の推進力は、外國仇

視であり、その結果は異國討伐になるべきではない乎と。然りこれは尤な疑問で、彼の支那印度の近世の改革運動の如きはかういふ結末に墮したのである。事實我國でも、即決攘夷、居留外人塵殺などいふ運動があつて、之に類する愚劣さを演じて來た。だから我が國の開國騒動に限つて、王政復古萬機御一新といふ對内的、文化的のものに努力が向けられ、舊弊一洗萬里開拓といふ主義の下に此の鮮かな歴史をいたしたに就いては、特別に理由がある筈である。それについては何よりも先づ國家の歴史の動向を支配する大きな制約、國民の文化的教養を考へねばならぬ。元來個人の行動には感情が強く作用しても國家にはそれが少い。それは機に應じて政治家を始め國民が持つてゐる觀念が強く作用するからである。そこで此の問題の考察は、もつと溯つて當時の思想界が持つてゐた對外觀念、それも基礎として持つてゐる外國の考へ方、之に依つて彼等が組立てゝゐるイデオロギイはどんなものであつたかといふことに移らねばならぬ。蓋し之に依て、彼等が認識してゐた我國家の價値と、それより當然割り出さるゝ國民活動の方向とが明瞭に見らるゝからである。

近世の思想界が復古國學の盛行によつて全く一變され、而もそれは本居平田の古學本學皇學に至つて極まつたことは、改めてこゝに喋々するまでもなからう。がそれ程天下の思想界を風靡した皇學、本學は外國に對し、世界に對し、宇宙に對して一つの定説ともいふべきものを作り上げてゐた。世界の本宗國、萬國の總帝國の學說これである。而も之は古典の忠實なる研究から歸納したのであ

る上に、あらゆる國民が本來的に有する尊内卑外の感情と結合し、依て以て殆ど國民全般の通念となつてゐた。これは當代の思想界を風靡してゐた本居、平田の學派の人の著述を繙けば直ちにわかることである。今その中、維新に直接關係した人として大國隆正のを取る。彼は平田篤胤の門人であり、維新政府の神祇制度顧問として、當代の思想界には最も影響を及ぼした人であるが、その著三道三欲昇降圖説には

皇國の古傳説は世界の本教にして、つひには世界の教法みなすたれてこの一道に歸すべき教法なれども、當今は 皇國の人すらうけひかず、これこの教法の妙をさとらざる故なり、今より後我徒の學者の功勞にあるべし。又萬國各主あれども、總主いまだ定らず、 皇國の 天皇それに定まり給ふべき幽契あれども、萬國の人いまだその神慮をさとらざる故に定まらざるなり、これも又我徒の學者の多年の功勞によりてさだまるべきなり。云々

と述べてゐる。こゝに云ふ我が無窮の皇位が、やがて世界萬國に君臨し給ふ幽契ありとするのは、彼の學説の中心觀念で、その爲に本學舉要、神代幽契談、尊王攘夷異說辨等の著もあるのである。而もこれとて本居、平田の説を祖述したに過ぎないのであるが、その平田篤胤は、「もろくの學問はたどひ外國の學たりとも、其よきことを撰み御國の用に致さんためなれば、漢土天竺西洋の學問をも凡て御國學といひて違はぬほどの事也」といひて、弟子を教授するにも、倭魂を堅固にしたる上



に手の及ぶ限り他をも能く學ぶべし。拙子はその心得にて他の道々の意及びその説々も及ばん限りは明らめんと致す(入學問答)といふ態度を持たしたので、あの博識になり得た。之と同様に、隆正も亦くさぐさの書を読んだ。そして慶應三年には新眞公法論といふ、虎哥フイゴの萬國公法を批評した著述さへ出してゐるのである。それには、萬國は女人先言とて下克上のくに、日本は改言とて上生下のくに、これにより萬國はその王統定らず、日本は神代より皇統たがはず、従つて日本を本とし尊とし、萬國を末とし卑とす、然るに今萬國を統轄する君なければ萬國同等として公法をたつるは諾ひがたし、人に善惡尊卑ある如く、國にも是あり、故に西洋にても早く國爵を立て帝爵國、王爵國、大侯爵國等あり、さればその帝爵の内より優れたるを選び大帝爵の國とし、その君を萬國統轄の國とすべし、それは我國の天皇なり給ふべきこと理の當然であり、我天皇がかくすぐれて尊ひと日本國中の人が今も思はぬのは天地の眞傳である。だから條約は今の如く外國の國王と我が大樹公(○將軍のこま)と同等の禮を以てするのが的當であると論じた。そして安政六年己未のどしの條約締結でも、實は天孫下世より五千一年目の革運のはじめに當るのであつて、これを神慮と思はぬものこそ、まことの神慮を思はぬものだ。又慶應元年乙丑の冬十月の條約勅許は、人によりてあるまじきことの様云ふものもあつたが、我國の雲の上の神はかりは、上天の神はかりの映つたもので、遠き國は八十綱うちかけてひきよするがごとくある天照大神のはじめの御心ざしのなりそめたるものである。大體攘夷

に大小の分ちがあつて、小攘夷は軍をむかへて戦ふ攘夷、大攘夷はたゞかはすしてかれを服従せしむる攘夷、乙丑の勅許は服従せしむべき大攘夷として喜ぶべきことであるといふ論旨である。同じ事件を以て恰も神州の滅亡、神威の墜落の如く憤慨した朝臣輩もさることながら、これは又思ひきつた樂天振りである。だがその悲憤家でも、その動機は禽獸と擇ばぬ夷狄野蠻のものに神州の國土を踏ませてはならぬといふ點にある。彼といひ此といひ向きは違つても畢竟するに同じ思想圈内のものではないか。かういふ精神的の優越觀が腹の底深く根を下ろしてゐたればこそ、正を養ふの心を弘め天が下を家とするといふ清淨無碍、高大崇遠なる理想が普く流れ得る餘裕があつたのである。宇内一帝を期するとは、誠にこのイデオロギーから直接に出た第一の目標である。だから後に種々なる實際上の障害、例へば下關事件、薩英戦争などいふ、此と反對に彼に敵し得ないといふ事實を體驗するといふ不吉な事件に遭遇しても、矢張り「萬里開拓」、「宇宙間第一等の國」といふ同じ精神を表す言葉になつて國民の活動を指導した。決して夢語と笑つてはならない。

## 六、神祇官の再興

さてかういふ高遠な理念を行ふにしても、其の手始めは先づ朝權の再興、次いで倒幕復古となるのであつて、その大政復舊の上に如何にするかとなれば、何人も神祇太政二官の整備せし古制を思ひ出し、それによつて建國當初の特色たる祭政一致の體裁を得るものと考へてゐた。平安末期以來

令制は退壞し、應仁の大亂以後神祇官の廳舎も悉く荒廢し、朝廷の祭儀は内野の舊趾に幔を張つて其用を辨じてゐたのを、天正の秀吉の京都復興からは其跡もなくなつて、八神殿は纔かに白川家の邸内にその面影を存するに過ぎず、加之下部家は神祇行政の皇權の乗取りに殆ど成功してゐる故に吉田神社内にも八神殿を祀つてゐた(宗源殿)が、朝廷では之も認めて、吉田社頭を神祇官代にしてゐられたのである。然し事實に於ては伯家、吉田の二つとも知る人は少く、殆ど神祇官の末路は世に忘れられてゐたのである。そこで復古派にとつては、ありし日の神祇官の状態に關する知識が必要と感ぜられて、元治頃からその調査が現實的意圖の下に行はれた。矢野玄道の「神祇官意見」は元治元年十二月何人か(恐らく吉田家ならん)の命令によつてそれを試みたものであり、石部清直の「神祇官御下問に付注進條々」(年月未詳)も同様のものである。又之も慶應二三年のものと思ふが、奥州一關の人衣關伊都伎が神祇伯家に上つた神祇官再興上表といふのがあつて、それには皇國の風儀天神地祇を重せられし經歷を述べ、然るを豊臣太閤に至つて神祇官地を收めて武士の宅地としたれば、其家一世にして亡んだとまで云ひ、今若し朝廷より關東に詔して之を再興せられなば、冥感管に寶祚安全・四海泰平・五穀豐熟を致すのみでなく、將軍の子孫も亦繁榮するであらうと述べてゐる。然しこれは未だ意見たるに止つたやうであるが、慶應三年には確實に一つの有力なる運動として現はれた。岩倉具視關係文書を見ると、同年三月二日岩倉公から千種有文に贈つた書狀の一節に

一、神道復古 神祇官出來候由、扱て、恐悅の事に候、全く吉田家仕合に候、實は委く薩人盡力の由に候

といふのがあり、之に對して有文も恐悅の旨返事(三月八日)してゐるが、更に同月七日薩藩士井上石見から岩倉公へ贈つた書狀には

一、神道復古と迄は至り兼候得共、追々祭政一致之處に不參候而は、無詮事と存候、神祇官を被置諸官上之儀に候得ば、此事よりして、朝政之御改革も可被爲在と乍不及奉存候

とあつて、此事は専ら井上の奔走するところであつたことがわかる。處でその井上は兄藤井宮内と共に文久頃から上京し、彼の強藩の勢力を背景に盛に宮様、公卿連中の間に飛躍し、殊に慶應以來は岩倉公と薩藩との連絡係は勿論、岩倉公と倒幕派朝臣との連絡係にも任じてゐた。草裡鳴蟲を初め許多ある岩倉の密奏書や、同志公卿への密書に出てゐる天下の形勢の推移乃至は之が對策に關する知識は、彼の傳達進言したものが多し。従つてその間の交情も一通りでないことは、兩者の往復書案を見れば直に領かれる。加之彼等兄弟は神官であるから國學神道に關する造詣あり、且つ吉田家から支配を受け、その受領名の如きも其の免許を得た次第で、その持つてゐた考も略推察がつく。「全く吉田家仕合に候」とは之を證明する。尙又當時薩藩は徹底的な排佛廢寺を行つて、闔藩限なく神道に改宗せしめた際である。その薩藩が長藩と同盟して一年餘、今や藝州、宇和島を引き込ん

で討幕の大實動に移らんとする際である。かういふ政治的勢力を背景にした者の活動は、決して今迄の調査や請願と同一に見るべきものでない。然し薩藩が排佛を行つたことさへ、若し幕威舊の如きものがあつた際ならば大問題である。云はずもしるきこと、全國民の宗教的檢索を佛寺に委任するのは幕府の根本方針ではないか。だから領内に於ける破戒僧侶の還俗、その寺院の整理を行つてさへ、水戸齊昭は三家の格式、副將軍の威重を以てしても御咎を免れなかつたのである。薩の此の運動の一部には江戸政府無視といふ氣分が混じてゐなかつたと誰が云へよう。果して爛眼な岩倉はそのを看破つてゐる。同日彼が井上に答へた書中に曰く

一、神道復古之義御取懸リ之旨、至大之好事殊ニ方今ノ急務實ニ感佩仕候、竊ニ苦慮候ハ祭政一致抔今ノ朝議如何有ン、十分御盡力成功祈念仕候事ニ候

と、即ちその苦慮する所は朝議である。所が人は不思議に思ふであらう。祭政一致、神祇官復興は當時の神道家公家など朝廷側の人々の輿論ではないか。それを反對とは聞えぬと。然しそこが政治といふものゝ特性である。祭政一致が幕府の存立とどんな關涉を持つであらうかは、苟も幕府存立の根本的條件に思を廻らすものゝ直ちに諒察し得る所であらう。然らば今、此頃の朝廷内部の形勢は偏へに先帝の御考であつたかと拜察さるゝ幕府を尙ほ存在せしめ之に政權を委ぬるを以て綱領とする久邇宮並に二條攝政派と、薩長側に倚賴して政權を回收せんとする有栖川宮、山階宮、中山、

正親町三條、中御門、大原等の一派との間に、朝政改革を名として、一は現状維持、一は改革といふ立場に於て、殆ど云ふに忍びざる底の、憎悪と抗争とが繼續してゐたことを考へ合して見よ。今薩藩の周旋方ともいふべき井上から「此事より朝政御改革もあらせらるべく」といふ意圖を以て提議された此の意見が採用せらるべきや否や、それはこゝに言ふまでもなからう。

それから半年ばかり兩派飛躍の陰鬱な政情が續いて、終に一方は討幕の密勅奏請、一方は大政返上聽許といふ大詰が來た。かうなれば岩倉公の所謂「朝議」も、已むなく數百年廢絶の舊典を興し、朝廷の御基本を定めねばならぬ。「神祇官を始、太政官夫々舊儀御再興の思召」とは、十一月十七日大樹並に各藩主へ下された政體建定即ち大政返上の後始末についての諮問案である。然しこれが何たる緒口にもつかぬうちに、十二月九日岩倉・中山を中心とし、薩長側の勢力を背景とした新政府が成立したこそそのまとは人の知る通り。だが最初は中央の最高政務官のみ自派で固めて、下々の事務官は、依用するのがこの變革でも通例である。だから此時は未だ攝關・將軍議奏・傳奏等を廢して、總裁・議定・參與を置いたに止り、翌慶應四年正月十三日新政府を太政官代と稱し、往古二官八省以下のあつた制に復らんとするに至つて三職を八科に分つた(一月十日)。總裁科(○内閣に當る)、神祇事務科、内國事務科、外國事務科、海陸軍事務科、會計事務科、刑法事務科、制度事務科これである。二月三日に之を局と改稱したが閏四月二十一日に至つて三たび官制の改革を行ひ、太政官(○政府全體の稱)に議政・行政・神祇・

會計・軍務・外國・刑法の七官(制度事務局は制度寮なる)を置いた。でも是は元來亞米利加流の三權分立の制度を採用することを根本方針として定めたもの(〇同月二十七日の政體書を見よ)であるから、實際に於ては神祇・會計・軍務・外國の四官は行政官の中にあるの有様であつた。だから神祇事務科、同局、神祇官と、神祇及祭祀のことを管掌する官廳は生れても、それは所謂往古の太政官とは異り、天皇に直屬するものでなくて、行政官の被官たるが如きもの、復古學者の云ふ祭政一致の理想に稱あはふ歴史的の神祇官とは可成りの隔りのあるものであつた。復古派のイデオロギーたる皇學の流を汲む人の到底忍従し得る所ではない。自然彼等の運動は色々の形に現はれて、終に二年七月八日の大改正、二官六省の組織に至つて成功し、これから太政官と分れ而もその上に位する神祇官(名は同じであるが)が再興せられた。そして所謂祭政一致の名の下に宣敎使なる、事實上同體の官廳を設けて國家の權力に依る思想信仰の統一を計ることになつた。大教宣布運動即ちこれである。

### 七、神 佛 分 離

此の國敎運動は失敗に歸したとは言へ、復古國學者、神道家殊に平田學派の人々にとつては、夢寐も忘れることの出来ない念願であつたのである。その上思つても見るがよい。そもく皇學は前に説いたが如く、あんな淨明な包容性の大きいものではないか。それが失敗したとはまことに聞えぬ話である、かういふ疑問は誰れにでも起ることである。然り實にさうであつた。若し眞に皇道が

皇學の宣明したる本質の限りに於て奉行せられたならば、それはその實行形體も、かのありし大教宣布運動とは異なるものがあつたらうが、同時に失敗もしなかつた筈である。に拘らずこれがあんな形をとつて失敗したのは、偏へに皇道が眞に皇道たる限りを踰えて觀念せられ實行せられたからである。そして之がまた既に慶應三年三月にさへ、諸官の上に置き皇道興隆の第一歩にするといふ實行案のもとに計劃された神祇官が、二年七月までも完全に再興しなかつた理由の一つである。皇道が眞に皇道たる限りを踰えたるものとは何ぞや。それは皇學を究め、皇道を説くものゝ具體的人格に強く膠着して、その透明なる皇道の珠を曇らしてゐた歴史的感情であり時代人的思想である。眞理を見極めることは出來ても、それを曇りなく實現せしむることは六ヶ敷い。これが歴史の免れ得ない道であることが多いやうである。

然らば時代人的思想といひ、歴史的感情といふは何ぞや。それは多くを語らずとも、近世思想界の排佛的排儒的風潮と、之に伴ふ神道家の對佛感情を想起せよと答へたら足りよう。がもつと具體的に蛇足を加へるならば、元來皇道・皇學・大道等の名によつて把握されてゐる我建國の精神なり日本文化の性質なりは頗る高く廣きこと前述の如くである。即ちそれは世界の總本道であり、三才の公道であつて決して一國一家の私學ではない。それ故に道と名のつくものは拒否せず、取つて以て用となし得る限り漢土西洋の道までも當然羽翼とすべきものである。だから夙に大學校御取立の御布



告(○明治元年九月十六日)には此が明示された。然るに神祇官再興を願求した人々の漢土天竺西洋の道に對する考は如何。教育の上に於てはかねて漢意、蘭癖と惡んでも、儒者、洋學者の勢力の強きために之を拒斥することが出来なかつたが、彼等が神祇祭祀と分つべからずと考へてゐる法教の上に於ては儒者の後援をも得て、全然佛教拒斥の擧に出でたものである。元來國家の公儀としての祭祀と個人の信仰とを不可分のものとするに既に謬見であるが、如何に徳川時代を通じて佛教が不當な保護を受け僧侶が權勢に亘れて墮落してゐたとしても、それによつて佛教そのものを我國に絶滅せしめんと志し、之を神祇官再興の盛儀と結び付けて期待したことは宜しくない。處がこれが事實考へられてあつたのである。明治二年春のものと思はるゝが、岩倉公の腹心の一人で徴士權辨事として行政・神祇・軍防・會計・外國等の要務に參劃した宇田淵の上書に、

一、社人輩此機會ニ乘し恣ニ僧徒を凌轢し、己が利を成就せんと欲する者亦不少、是等之輩畢竟皇國之大道を不知、徒ニ瓊末之事ニ拘泥し、其頑陋僧徒ニ比するニ五十歩百歩と謂べし、宜く意を加へ誠勵して其弊習を改めしむべし(岩倉公) (文書)。

といふのがある。此頃待詔局長渡邊昇の建白にも「世ノ輕俊子弟(○神道家、特ニ神祇官方面ノ人々ヲ指ス)天下既ニ平定ノ思ヲナシ、自家ノ説ヲ持重シテ千載ノ一時(○排佛ノ好機ト言フ意)ト僥倖ス」云々といふ言葉がある。佛像を酒宴の席に持ち出して、煙管でその頭を打擲して興する(○龜戸天神祠) (官松岡時懋)のは尋常茶飯事、神佛分離に借口し

て、吉田家に扶助せられ、内侍所の供奉まで仰せ付かつてゐる諸國より馳せ集れる神官團(○神威隊を稱す、播州宮本信濃、飯田主税、參州三宅肥後、信州松田大藏、角田大隅、作州中川陸奥、出雲富饒夫等四十餘人なりし)を率ゐ、多數の土民浮浪を嘯集して日吉の神殿に土足のまゝ亂入し、佛像佛器を抛擲して累代の重寶を烟にした(○慶應四年四月一日)のは神祇事務局の權判事で後判事に進んだ樹下茂國ではないか。而して又その神祇事務局から神祇官に互つて尤も權力を握つてゐたのは石州津和野の藩主龜井茲監、並にその重臣たる福羽美靜であつて、彼等は夙にその藩地に於て神葬祭を許可(○弘化四年)したるのみならず、藩學養老館の制度を改めて國學を入れ、更に慶應三年には神道興隆と稱して菩提寺を止め、寺院を整理し、法會法談に極端なる制限を付し(眞宗ならば報恩講二日、經隔年、祖師永代及先住年回の外俗家は勿論、寺内にも多人數を集め、法談一切不相成あり)益中の棚經は一切禁止し、不正の社號を改め(祇園は彌榮、とする如し)古法の祭式を興すとて、神葬祭を専ら奨勵し、殊に「神道即人之大道にして忽せに致すべからざる旨を相示」すことを實施してゐた。津和野は大國の生地、固より此改革はその意見の入れる所であり、今又大國は皇國學者の長老を以て神祇官に仕へてゐるのである。彼が慶應四年十二月、新政府の神祇事務局總督たるべく内定してゐたといふ徳大寺實則に上つた神祇官本義(理學博士山口銳之助氏著明治戊辰祭政一致の御制度第一號に引く、欠文なり)なるものにも、神道の大要は忠孝貞を人道の旨とするにありと論じてゐる。維新政府の神祇官がどんな方向にその政策を現はして行かんとするかはこれで略推察してよい。

然しこんな廢佛の氣勢は時代の風潮である。見よ前記神道家の無謀を責めてゐる宇田、渡邊の諸

氏でも決して排佛を不可としてゐない。げにや本地垂迹、兩部習合等の神道神社を取り巻いてゐる佛教的色彩を剪除して、佛教渡來以前の相に直したいといふのが、此時代が要求するものであり、是ればかりではないが(例へば儒教の如きも異國のものとして排斥せんとし、その點からも神武復古は唱へられたが)、こんな點にこそ明治維新が建武中興とも承久の運動とも異るところの個性的なものが存するのであつて、従つて五ヶ條の御誓勅に示された舊來の陋習を破り云々の言葉は、最も手早く、又最も屢々此の佛臭を去るといふ意味に利用せられた。時代の心と云ふ、まことにそうであつた。乃ちそれ故に、僧徒自らできへもその心に動き、風聲鶴唳、すべてを廢佛の響と感じたは勿論、自分も亦佛法を輕んじ佛恩を忘れて、單に時代の風潮に驅られて還俗した者が比々として是多かつたのである。予は豫て護法運動を講じてゐる爲に、かゝる事例は普く涉獵してゐるが、まことに當時の僧徒の不見識無氣力を不甲斐なさ至極に思ふ。

かういふ譯で神祇官の改革意見は、先づ佛教に向けられる。前諸陵頭理學博士山口銳之助氏の祭政一致の御制度によると、龜井文書には、三月十七日議定兼神祇事務局輔龜井茲監が局内の權判事(平田鐵胤、六人部雅樂、樹下茂國、谷森種松、植松雅言、福羽文三郎等なるべし)をその藩邸に呼び寄せて筆寫せしめたといふ布告案がある由、それは次の如くである。

王政御一新二付  
此度就御一新、石清水宇佐宮崎等八幡大菩薩之稱號被爲止八幡大神ト奉稱候様被

仰出候事

一 中古以來某權現或ハ牛頭天王杯ト稱シ其外佛語ヲ以神號ニ相稱シ候神社不少候何レモ其神社之  
由緒ニ基キ稱號相改可申事

但

勅祭之神社ハ伺出之上相改可申其余之社ハ裁判鎮臺領主支配頭等へ申出相改可申右相改候上ハ  
夫々當局へ届出可申事

神祇事務

一 佛像ヲ以神體ト致シ候神社以來相改可申事

附本地抔ト唱佛像ヲ社前ニ懸或ハ罌口梵鐘等佛具之類差置候分ハ早々取除可申事  
右之通相心得早々改可有之樣被モノ也

仰出候事

辰三月

神祇事務局

(附箋) 三月十七日於此方様本書相認ル、三十五通

同日太政官へ差出ス

(11)

維新改革の指導精神ニ神武創業の發現につきて

今般王政復古舊弊御一洗被爲在候ニ付諸國大小之神社ニ於テ僧形ニ而別當或ハ社僧抔ト相唱候輩者復飾被仰出候若復飾之義無餘差支有之分ハ可申出候仍而此段可相心得候事

但別當社僧之輩復飾之上ハ是迄之僧位官返上勿論ニ候官位之義ハ追而御沙汰可被爲在候間當今之處衣服者淨衣ニ而勤仕可致候事

右之通相心得致復飾候面々神祇事務局へ届出可申モノ也

辰三月

神祇事務局

(附箋) 三月十七日於龜井家本書相認ル、三十五通

同日太政官へ差出ス

(三)

方今王政復古神祇道御興起被仰出候ニ付而者天下之人民彌奉尊敬神社 皇國之教令堅相守邪法ニ於テハ益嚴禁之旨被仰出候仍之以來諸國共産土之神社ニ誓ハセ候テ邪法相糺且人數改致候而人員帳神祇局へ相届可申候右ニ付而者向後神州ノ古典ニ基キ葬祭改革之儀勝手次第被免候事

(附箋) 五月十七日御揃置に相成る、二通

再後四月十四日相認ル

(四)

一先帝御代々御陵

右神祇局へ添受持被仰付候事

一皇國內宗門復古神道ニ御定被仰出候事

但佛道歸依之輩者私ニ取用候儀者不苦候事

(五)〇四ト略同内容ナリ

(六)〇三ト略同シ内容

(七)〇四ノ第一項ニ付建言ノ案

讀者は直ちに此の四通の案文の内容は維新を通じて神祇官のみならず、政府も大多數の識者も實現を望み、又實際施行せられたものであるを知るであらう。簡単に云へば維新政府の行つた神道政策は之に盡きて居る。まことに重要な文書と評價してよい。

ところが斯の如く早く腹案が決定してゐるに拘らず、その發令はさう早急には行かなかつた。現に(一)と(二)は此日神祇事務局(督は議定  
自川資訓)から太政官に三十五通づゝ(〇山口氏は單に施行の順序として必要なら  
ここであつたらう云つて居られるが恐  
らく直に神祇官支配の諸  
社へ發送する爲であらう)提出されたが、此日發令を許されたのは(二)だけ(これは神祇事務局か  
諸社に達して)、それも太政官から一般に達したのは閏四月四日である。(一)は此日は保留されたと見えて、二十八日に至つて神祇事務局から(初の此度大政御一新に付石清水、宇佐、筥崎等云々  
は切り離し、四月になつて別に太政官より達せらる)達せられ、太政官からは更に後れて四月十日に布告せられた。然し此の布告は

諸國大小之神社中佛像ヲ以テ神體ト致シ又ハ本地抔ト唱ヘ佛像ヲ社前ニ掛或ハ鰐口梵鐘佛具等差

置候分ハ早々取除相改可申旨過日被仰出候然ル處舊來社人僧侶不相善氷炭之如ク候ニ付今日ニ至リ社人共俄ニ威權ヲ得陽ニ御趣意ト稱シ實ハ私憤ヲ霽シ候様之所業出來候テハ御政道ノ妨ヲ生シ候而已ナラス紛擾ヲ引起可申ハ必然ニ候左様相成候テハ實ニ不相濟儀ニ付厚ク令願慮緩急宜ク考ヘ穩ニ可取扱ハ勿論僧侶共ニ至リ候テモ生業ノ道ヲ可失益國家之御用相立候様精々可心掛候且神社中ニ有之候佛像佛具等取除候分タリトモ一々取計向伺出御差圖可受候若以來心得違致シ粗暴ノ振舞等有之ハ屹度曲事可被 仰出候事

但 勅祭之神社御宸翰勅額等有之向ハ伺出候上御沙汰可有之其餘ノ社ハ裁判鎮臺領主地頭へ委細可申出事

といふ神官戒飭を主としたものであつた。それは三月二十八日の神祇事務局達を口實に神威隊が日吉神社を襲ひ、神威を汚し私憤を遣り、山門との間に紛擾を醸したといふ不祥事件があつたからである。此時神祇官權判事福羽美靜からも、神職たる者は、忝敬齋戒鄭重に神事を奉仕すべきものであるが、それは抑々末であつて、其本は神の御心に叶ふことである。だから萬の事に心を配り、假にも天皇の大政にたがふことなく私の心を打ちはなれねばならぬといふ訓戒狀を神主連に送つた。神祇事務局輔吉田良義は龜井一派との意見の衝突もあるが此頃から引籠つて間もなく辭した。その後二年十二月になると彈正臺京都出張所で、大巡察玉手鎮次郎の審理により、神主連の不埒と斷せ

られ主魁たる樹下茂國、生源寺(業親か)は處分せられた。蓋し政府主腦部(その中心にして主任者即)の是認しない所なるに因る。而してそれは又何故であるか。

一口に云へば政府主腦者でも佛教を無用の物とし、浮屠を消穀の民とするのは同じである。眞木の經緯愚説にも、僧を以て兵とし寺院を衛所とすべしといふ項がある。岩倉公の時務第二十六條中にも「法中宮門跡還俗之事附朝廷の佛法歸依處置之事」といふのがある。即ち公は舊弊一洗風教振起の爲には先づ高貴の方から御是正を願ひ、之を本として徐々に天下歸正に至るやうにと望んでゐたらしい。そして之はまことに卓見である。思うても見よ、佛教は本朝に流行すること千餘年——それは取りも直さず、それだけ長い間我々の祖先の努力が加へられたといふことである——だから公平に考へた所弊害もあるが、月性の佛法護國論以下先覺緇徒の護法上の述作乃至は海援隊士長岡謙吉の閑愁錄、神道家池田大淵の皇道論等にも論じてある通り、既に「皇國の佛道」であつて、王法護持に貢獻したこと甚だ大なるものもある。惜しむべきことには、この道理の方面には、當代を動してゐる現實的國粹的精神が眼を向けてくれなかつたけれども、然し乍ら政治家として、そが人心の上には有する實勢力に至つては顧慮をせざるを得なかつた。況んや當時兵馬倥傯、寸土尺兵を備へ居給はざる朝廷を以て、三百年積威の關東を討つのに於てをや。諸大寺に金穀を課し、教徒の教諭を命じたのは云ふまでもないこと、西本願寺や興福寺は編隊、御警衛のことまでつとめた。まことに



朝廷には人心の協和が最も必要な時である。總裁局の方針が神佛判然、社僧復飾など、大聲疾呼しないで、個々の神社に縁故ある堂上より説得せしめ、圓滑に進めること、それも先づ最も大きな石清水、春日等を片付けて漸を以て一般の遂行を安からしめん方策に出でたらしいのは尤もな事と思ふ。こんな風だから、北國筋に朝廷が關東討伐の軍勢を差向けられるのは、實は佛敵薩長が幼帝を掠め、徳川家を亡し淨土眞宗をつぶし、切支丹を受け繼ぐ魂膽に出でゝゐるのである(もしは草第七、閏四月二十八日發行)といふ廻文が廻ると、兩本願寺興正寺に、神佛判然の令は唯孝敬を在天祖宗につくさせらる意味であつて、決して朝廷破佛の思召ではないから、其旨門徒に出張教諭せよとの御沙汰(六月二日)が出る。彼や是や思ひ合はせると、總裁局の方針が早急にも定らず、又神祇官の思ふ通りにならなかつたのも固より其所であると思ふ。

けれども神祇官方面の人には、之が承服出來難いことであつた。だから四月一日には直接行動にさへ出たのであるが、其後も間斷なく事務促進の交渉をする。だがその考へた如き大改革が急に出るものでもなく、又こんな形勢故、(二)以下の案文は三月十七日には龜井の手許に保管してゐた。尤も(三)は閏四月十四日にも認め直してゐるから或は提出したのかも知れぬ。提出しないで其趣意は、一面には議定職たる龜井から太政官の會議に發言したことがあつたに違ひない。(四)もその點では同様である。何となれば、當時浦上教徒事件が捨て、置けなくなつて、四月二十二日には長

崎裁判所判事井上馨が上京して、其處置について指令を仰ぎ、太政官からは諸藩にも諮詢して、閏四月十一日には、あの大事件輻輳の際にも拘らず(尤も木戸には長藩の憤起を、促す目的もあつたのだが)、參與木戸孝允が長崎に下向するといふ風で、國民の信仰統一、人別調のことは非常に注意を惹く問題となつてゐたからである。だが神道宗門といふものを立て、神社に氏子調を行はしめ、宗門改にかへることはよいとして、第一神道宗門なるものが未だ確定した形を持つてゐない。且又微力とは云へ、神葬祭許可にさへ反對して縁故を辿り歎願する宗派もある。かたゞ明治元年十月二十五日には

切支丹宗門改方追テ御規則相立候迄ハ舊幕府ノ處置ニ相從ヒ不審成者有無取調來十一月限り辨事傳達所へ可届出事

といふ太政官布告も出るといふ次第、そして民部省の氏子改假規則が出来たのが三年六月、それが諸國大小神社氏子取調規則七ヶ條となつて完成したのが四年七月四日、その十月になつて初めて宗門人別帳廢止を仰出された。神武創業を祭政教一致と信じてゐた皇學者達に取つては、佛敎との關係からのみ見てもその發現は中々容易ではなかつた。さぞ遺憾なことであつたらう。

### 八、舊弊一洗と神祇道

明治二年(岩倉具視關係文書第三ノ編者が元)四月廿六日、會計官判事江藤新平が輔相岩倉具視に上つた意

見書の中に

維新改革の指導精神ニ神武創業の發現につきて

一神祇官之事一刻も速に十分之御方略相立不申候はては不相濟と奉存候議者も人により兩者容易之事と存候趣に而候得其實に同官之儀は大道之所在に而其功も一朝にして立兼候付能々用心無之而は不相濟と奉存候

といふのがある。然りその一朝にして立兼ねる原因の一として佛敎の形態と信仰とを見たのであるが、之よりももつと根本的な主要的なのは、神道それ自身の不備雜駁であつた。中世の長い間に汚習が薰染してゐたのは、單に佛臭を加へたのみではない。それ故に神佛を判然分離したとて、それのみで神祇道が明かになるといふ結果には到達せぬのである。世の維新を論ずる者がこゝに着眼しないのは、予にとつて聊か不思議である。

先づ神祇事務局が最も初めに建言して、以て該官創立の大義を宣明——それは即ち維新改革の方針を宣言することであつた——せしめたものは何か。それは言ふまでもなく慶應四年三月十三日の太政官布告である。即ち

此度 王政復古神武創業ノ始ニ被爲基諸事御一新祭政一致之御制度ニ御回復被遊候ニ付テ先ハ第一神祇官御再興御造立ノ上追々諸祭奠モ可被爲興儀被 仰出候依テ此旨五畿七道諸國ニ布告シ往古ニ立歸リ諸家執奏配下之儀ハ被止普ク天下之諸神社神主禰宜祝神部ニ至迄向後右神祇官附屬ニ被 仰渡候間官位ヲ初諸事萬端同官へ願立候様可相心得候事

但尙追々諸社御取調并諸祭奠ノ儀モ可被 仰出候得共差向急務ノ儀有之候者ハ可訴出候事  
とあつて神武創業は祭政一致を内容とし、そのため神祇官を再興するを以て、全國の神社悉く執奏  
を廢し神職は悉く神祇官附屬とすること、併せて諸社の祭典を取調改正するとの謂である。此内  
祭典の改正は佛臭を除く意味であるから神佛分離の一部で問題はなかつたが、諸家執奏云々は最初  
から紛々を生じたい。山口氏が「神祇事務御一新につき御改革になるべきこととして第一に立  
案された覺書」として龜井文書から抽出されたものを見よ。

一内侍所之御用者神祇局引受被仰付度候事

一總而諸社執奏被立置候儀被止神祇局へ直ニ申出候様被仰付度尤依神社格合ニ神事之節祭主勅使  
上卿奉行等是迄御定之通被仰付度候事

一總而神社境内之社家或者下社家之外者官家之支配被止神祇局へ諸事直ニ申出候様被仰付度候事  
一神代之神體或ハ天皇之御靈神ヲ奉勸請候神社者以後神階被止其餘之靈神へ之神階一通ニ而者御  
聽届不被仰付格別之譯柄有之候ハバ其段神祇局へ直ニ申出相願候得者篤ト取糺之上御聽届被仰  
付度候事

右者神祇事務御一新ニ付御改革被爲在候者弊風ヲ去リ公平簡易ニ可相成候尤此儀者局中折合兼候  
儀モ有之伺出候次第ニ難立至候間御決定ニテ御沙汰ニ相成候者從早速取調可申出候事

神祇事務局官員の間でも意見一致するに至らないと明記してゐるではないか。無論第一項は異論あるまいから、他の三項だが、その執奏といふのは、雲上明覽には神社傳奏とあり、武家傳奏が幕府と朝廷との中繼をなす如く、各社寺は夫々堂上の諸家を以て中繼とし、その手を經て上申した。その内神宮(上卿と奉行)賀茂(傳奏と奉行)春日(南曹)は或る官職に附屬することになつてゐるから、時によつて交代があるが、其他は或る家と定つて居り、これなき神社はすべて白川・吉田の二家に分屬してゐた。故に兩家特に吉田家の配下たる神社は全國に互り夥しき數に上り、それから來る附け届けや謝禮によつてどんなに潤澤な生活をしてゐたものか。神階でも永宣旨と稱して之を授け、これが又少からぬ収入の源であつたことはよく聞く所である。考へて見ると之は如何にも弊賣極至、平田流の古道家が、俗神道・鈴振り神道・乞食神道として口を極めて罵つたものである。それが神武創業神祇道興起のトップに方つて、異論紛々收拾し難しとはあきれ果てた復古であり祭政一致ではないか。我々は日吉社一件に於ける彈正臺の裁許狀にも、樹下・生源寺などが山門所有の八王子山に境抗を立て、剩へ訟廷に於ては確證もなき虚誕の事どもを申立てた記事を見た。諸侯武家にあつては、その封土を献上しても大政の成功を翼賛したではないか。大道を行はんとする者、もつと己を捨てるどころなくんば祭政一致の呼號も要するに私である。此點から見て前出三月十三日の布告は實に公明正大、文字通りに維新改革の根本方針の確定、日本更生の基本である。正に五ヶ條の御誓勅のあらせられ

し前日のこと。

然しこれですべてが解決したのではない。此後四月八日に神祇事務局から總裁局へ上申したらしい伺にも、伊勢兩宮・賀茂上下社・南都春日社・石清水八幡宮の執奏は、先づ是迄の通りと仰せ出されたが、それでは神祇局を置かれた御主意も軽くなり、彼是不都合の儀も多いから、勅祭其餘恒例奏聞に相成る事の外は神祇局へ委任ありたいといつてある。又三月十四日の南殿に於ける五條の御誓祭の式奠でも、神祇官内部の異論のために徹底した祭政一致の規模に出でることが出来なかつた様である。

といふのは御誓勅と云ふ所以は、至尊が天神地祇に誓はせらるゝので、龜井、福羽等の考では神典にある「うけひ」である。だから之は平安朝以來考へられてゐる御祭典とは違つたものだといふ腹であつたらしい。それかあらぬか前日廻つた参列命令には、「尤於服者モ参朝之事」とあつたさうである。我より古をなすとの決意の現れかも知れない。兎に角破格のことであつたが、問題は今一つある。龜井文書に當日の祭儀に關し「御誓祭御次第」(○大政官日誌 第五に出づ)に添へて總裁局に提出したるものらしくて、

一別紙御次第の儀は總裁輔弼の御方被遊御心得置候而別紙上卿奉行等不被仰付方可宜奉存候

一御供物之内御飯一品乍恐主上御自ら被遊御供其餘之品は可然御方被遊御供祝詞並神於呂志之歌

等は總裁輔弼の御方、讀上げ被遊候而別段祭主等不被仰付方可宜奉存候

一 供物並に諸品調進之儀者總て高橋へ被仰付候而可宜哉と奉存候御治定之上は申合せ可仕候

一 此度之儀は御實意を主とし簡易の御次第に仕陣中にても被爲行候様之心に而取調候儀に御座候といふのがある由であるが、山口氏は之を「第二項は祭典と日常生活との接近であつて、祭政一致の御制度實現の根本義であつたと思はれるけれども、多分白川吉田等の反對の爲に實行に至らなかつたものであらう」と言つて居られるが、どうもさうであつたらしい。御誓祭次第には神於呂志も神祇督(白川三位)が之を勤め、供物もすべて神祇督より獻じ、陛下は幣帛の玉串を獻じ給ひしのみである。夫れ祭政一致を平田・大國派の神道家、従つて維新當時の一般思想界が解釋してゐた如く考へるならば、凡そ政治家と祭官とは全く同一人なるが理想であり、そこまで徹底せねば彼等の所謂神武復古の域には至らぬのである。だから此の論法で判斷すれば、此の一事も亦白川・吉田等世々神官を業としたものゝ私意に基く。そして維新草創期の思想を論ずる限りに於て之は是認さるべき論定である。神祇官再興の理想たるや此にも亦暗影を引く。

明治元年の秋になつて奥羽の干戈も戢まり、東京遷都、大に國基を固ふして萬國と馳駢する實力を養はうといふ氣分が、識者の間に興起した。そこで四月から所謂國是大會議なるものが東京に開かれることになり、再度東幸もその爲めといふことであつた。此の會議は、公議人なる各藩代表者

の議會が開かれた外に、有司・親王・公卿・諸侯・大夫・上士に勅問せらるゝ形で行はれたのであるが、それには皇道興隆といふ箇條があつた。

我皇國 天神太祖極ヲ立テ基ヲ開キ給ヒシヨリ列聖相承天工ニ代リ天職ヲ治メ祭政惟一上下同心  
治教上ニ明ニシテ風俗下ニ美シク皇道昭々萬國ニ卓越ス然ルニ中世以降人心偷薄外教コレニ乘シ  
皇道ノ陵夷終ニ近時ノ甚キニ至ル天運循環今日維新ノ時ニ及ヘリ然レトモ紀綱未タ恢張セス治教  
未タ浹洽ナラス是皇道ノ昭々ナラサルニ由ルトコロト深く御苦慮被爲遊今度祭政一致太祖以來固  
有ノ皇道復興被爲在億兆ノ蒼生報本反始ノ義ヲ重シ敢テ外誘ニ蠱惑セラレス方嚮一定治教浹洽候  
様被爲遊度思食候其施爲ノ方各意見無忌憚可申出候事(五月二十一日  
三條勅問の一)

といふ趣意であつた。實は此の頃長崎浦上五島地方の天主教徒問題がやかましく、公議所には「天主教ヲ毆ツノ議」といふのが建議されて大に排邪の氣勢を上げてゐる最中なのである。邪教を防ぐ爲に、祭政一致太祖固有の皇道を大に布いて國民を教化しようといふ方針が明白に示された。だが注意せよ、此の皇道の中には「天工ニ代リ天職ヲ治メ」とある如く可成りな程度に支那思想の盛られてゐることを。

それは今措いて、かくして皇道を興隆するには神祇官を中心とせざるべからずとは誰しも一致する意見である。前記江藤新平の説の如きはその代表的なるもの、仍て二年七月八日の官制改革では



愈々神祇官を上せて太政官の上において、之を重んずるの意を寓したのであるが、されど注意せよ、國民教化の中心たらんとする神祇官そのものゝ内容は如何。祭政一致に於て治教をこゝに統ぶとならば、必ずや統ぶる本體が必要であらうに、單に役所だけでそれが在りまされぬではないか。そこで往古の神祇官に復り、鎮魂八神を祭らねばならぬといふ神祇事務局創置以來の願望を、急ぎ達することゝし、二年十月假神殿の功を起し、十二月十日に竣工、十七日神祇官代なる白川家及び吉田家にて奉祀せし御靈代を奉遷し、其の左右に天神地祇と歷代の皇靈を並べ祀つた。その天神地祇は去年三月の五條の御誓祭に祀られしが始めであり、今年六月廿八日神祇官に行幸して國是一定を奉告遊ばした時も、天神地祇一座と歷代皇靈一座とを祀られたのである。明治の神祇官は決して令制のそのまゝ、詳しく云へば平安朝の神祇官の模倣的再興ではなかつた。が此の如く神殿の造營は愚か、祭神の沙汰までせねばならなかつた所に創業の意味もあり、一朝にして成り難き理由もあつたとせねばならぬ。

思ふに此まで來れば神祇制度の大綱が確立したといへるのであつて、皇道の淵藪としての資格を贏ち獲る基礎工事が出来上つたのである。それでこれからの神祇官は驚くべき程續々と神祇道に關する諸制度の調査を進め、その改正を成就した。三年正月三日には神祇官に行幸せられて鎮祭を行ひ宣敎の儀をも開かせられ(○此日は御不豫で三條右大臣が命を以て  
兼行したが十四日には行幸あらせられた)、二月二十八日には伊勢兩宮の重き御祭典

式目を調べる様にと、神祇官に命じ給ふと同時に、賀茂其他の臨時祭は名稱叶はずとて之を止め、二十九日には兼て地方官に命じてある、神名帳所載諸國大小神社は現存のものは勿論、廢絶の分まで、その他式外神社でも現在府縣に於て崇敬する神社の取調報告を督責した。之によると地方でも神社取調のことは進捗してゐなかつたことがわかる。新らしく恭明宮を建て、御黒戸に奉安してあつた歷朝の尊牌を移さるゝとか、楠中將神社造營を兵庫縣に委任するとか、復飾僧侶の位階を定めるとか、修驗道を佛敎なりと判定するとか、土御門神道の輩が兩刀を帶し繪符を建て、宿驛を通行するを止むるとか、太政官中に雅樂局を置いて神樂、琵琶、琴などの道統傳授を廢するとか、春秋皇靈祭・新嘗祭・孝明天皇祭・元始祭等の式典を定めるとか、賀茂、松尾、石清水等大社の改革をするとか、諸國大小神社の社格を定めるとか、枚舉に勝へないのであるが、これは皆明治三年から五年初頃までに行はれた事で、皇道の敎たる大敎の宣布が非常な意氣込で行はれつゝあつた時になるから、細説はやめる。唯然し此でもすぐ考へ付く様に、神祇制度の方針の決定は、直ちに神社に於ける舊弊の除去、神祇制度の新定となる。國民信仰の統一が之に伴つて實行せらるるのは一寸も不思議となすことは出来ない。是だけは結論しておいた方がよからう。

### 九、神祇道の確立と大敎の宣布

此の題名で論述しさうな事に就いては今まで多くの維新史家殊に宗教史家が取扱つた。恰も宣敎

使から教導職の起源沿革を記せば、維新運動の宗教的方面は勿論、政治的方面の意味まで知り得るといふやうな不徹底な態度で。だから私は、今それ等の人々が繰返し究明してゐる點については多くを云はないで、主にそれ等の人々が逸してゐて而も維新運動の本質を知るに重要な事と思はるゝ方面の考察を、それも補足の程度で記したいと思ふ。それに就いて第一に考へたいのは、前述神祇制度の方針決定後に遂行された神祇道の淨化、新定確立の爲めの諸事件の内で、特に注意すべきものは何であるかといふことである。だが分りやすく、議論は後廻しにして事實から示して行かう。第一は明治三年十月二十五日太政官から神祇局へ下げられた御沙汰書(○太政官日誌庚午第四十六號)

神 祇 官

一 官社以下大小神社順序定額之事

一 祭政一致之意ニ基キ祭典式府藩縣一定之事

一 神官職制並叙位之事

右永世之規則更ニ相調候様被 仰出候事

とあるが、これが何故に注意すべきものか、それは説明を要しまい。第二には四年五月十四日の太政官布告

神社之儀ハ國家之宗祀ニテ一人一家ノ私有スヘキニ非ルハ勿論ノ事ニ候處中古以來大道ノ陵夷ニ

隨ヒ神官社家ノ輩中ニハ神世相傳由緒ノ向モ有之候得共多クハ一時補任ノ社職其儘沿襲致シ或ハ領家地頭世變ニ因リ終ニ一社ノ執務致居リ其餘村邑小祠ノ社家等ニ至ル迄總テ世襲ト相成社人ヲ以テ家祿ト爲シ一己ノ私有ト相心得ル儀天下一般ノ積習ニテ神官ハ自然士民ノ別種ト相成祭政一致ノ御政體ニ相悖リ其弊害不尠候ニ付今般御改正被爲在 伊勢兩宮世襲ノ神官ヲ始メ天下大小ノ神官社家ニ至ル迄精撰補任可致旨被 仰出候事

○後ハ略ス

如何に神の道でもその隆替は人に依る。祭政一致皇道人道の本源たる神社に奉仕する神官は、何よりも器量の仁でなければならぬ。さういふ方針の發現である。第三には明治四年三月十一日神武天皇祭を行はせらるゝに付ての御布告、

○神武天皇御祭典之儀海内一同遵行被 仰出候條毎年三月十一日各地方官ニ於テ遙拜式可執行事 但當年ハ本日間合モ無之ニ付御沙汰到達次第吉日ヲ撰シ可執行尤遙拜式法細之儀ハ從神祇官

可相達事(三月七日太  
政官布告)

○來ル十一日神祇官へ 行幸ニ付十日晩ヨリ十二日朝迄御神事候事

但重輕服者並僧尼之輩參内可憚事

○以下略

(三月九日太  
政官布告)

維新改革の指導精神ニ神武創業の發現につきて

此の略したところには諸官員、華族、有位士族に夫々參拜時間を指定してある。大教宣布といふ題の下では此も説明は無用だが、たゞ重輕服者と僧尼の參内を禁じた點は記憶しておく必要がある。

それは明治元年三月十四日の御誓祭には重服のものも參内を命じ、明治五年六月十二日には

○伊勢神宮ヲ始メ諸神社自今御祭典ノ節タリトモ僧尼參詣不苦候事

○僧尼服忌ノ儀ハ是迄御制度モ無之候處自今人民一般ノ服忌ヲ可受事

○神社參詣ノ輩自今死葬ニ預リ候者ト雖モ當日ノミ可相憚事

但服忌ノ者ハ從前ノ通可相心得事

といふ太政官布告が出たからである。第四は之も同様なものだが五年九月七日の御布告

毎年九月十七日 伊勢兩宮御祭典海内一同遵行被 仰出候ニ付遙拜式左之通可相心得事

### 遙 拜 式

一府縣廳中清淨ノ地ヲ擇ミ伊勢ノ方ニ向ヒ新薦ヲ敷キ高机一脚ヲ置キ机上御玉串ヲ安スヘシ

玉串ハ櫛ノ小枝ニ  
白紙ノ四垂ヲ付

### 拜 辭

掛麻久母恐支伊勢乃度會乃(山田邸)五十鈴乃河上爾坐須天照皇大御神乃大前乎遙爾拜美奉(豐受大御神)良久白須

一官員禮服用順次最嚴重ニ拜禮スヘシ

一 右畢テ御玉串ヲ燒却スヘシ

一 地方ハ郷村民神々職へ遙拜式申渡シ氏子ノ者ヲシテ伊勢ノ方ニ向ヒ遙拜セシムヘシ

## 式部寮

これも説明は入らぬ。ところが此の四ツがたゞ一所を除いては、何らの註釋をも必要としないのは、實は必ずやそれ程自明のことを書き記してあるからでなければならぬ。何となれば此等の條々は正しく爾あるべきことのみで、これこそ我國民の進んでなすべき所、まことに何といつていゝかわからぬ程有難い御沙汰である。これが仰出されただけでも、維新の神道運動は不朽の光輝をもつ。だから祭政一致の内容がこゝに止つて居れば、眞に神武復古、維新創業の本義に合致して通したのである。だが残念なことには、こゝに止らなかつた。別言すればそれは一致の意味を履き違へてゐた。祭政一致を政教一致まで結び付け、その一致も亦混淆といふ字に近いものに受取つてゐた。これが大教宣布運動の失敗を來した最大原因である。だがその由來は古く、根柢は固い。試みに前記明治二年五月二十一日の皇道興隆の勅問を見よ。即ちあれによつてといふよりは、あれが發せられるに就いて前提となり基礎となつてゐる論理は、祭政一致は治教の浹洽なるに至つてその目的を達し得られる、何となればその時に至れば億兆の蒼生は報本反始の義を重じて、皇道昭々たるものがある。自然國民が外教に誘はれる心配などはないといふのではないか。而して此には又、皇道は國家の祭

祀としての神道と、國民個人の安心立命の對象としての神道とを含めたものに考へられてゐたこと、異國から來た教はすべて悪いものであるといふ二ツが密着してゐたのである。然らば之は祭と政とを惟一とする如く、政と教とを不二とするのであつて、即ち祭政教の一致を理想とし、要望するのである。所がその教が古代回顧、儒佛排斥の上からと、文化の分化せざる時代との理由によつて主として信仰の方面を指して語られた(○後には教に二途あり治教と宗教とをなす。之が維新の實際である。前に引いておいた神道宗門の考へは、それ故に平田・大國流の古學によつて諸制度を復古し、古道によつて國民の信仰を統一しようとするのに外ならぬ。そして此が成功したときに、神武創業の理想は完成すると。これは要するに神祇官宣教使方面の人々の信念であるのみでなく、當代の識者政治家を蓋ふてゐる通念であつた。歴史の進む途は預定せられてゐるやうに思ふ。

凡そ大變革に當つては、思想信仰の變革まで考へるのは附きものである。既に述べた如く維新政府も夙に之を考へた。然し何分にも教としての神祇道は未だ十分に闡明せられ整頓せられてゐない。無論長い歴史を持つてゐるから、その努力はいくらも試みられてゐる。然しそれも相傳といひ門流といつて狭い範圍に限られてゐる。その上、道として考へられたのであるから教團としての組織がない。またさうすべしといふ考も働いてゐなかつた。本居・平田の古學皇道はその殻を打破つて天下の思想界を風靡する勢力を持つてゐるが、それも同様のこと、その上、他の神道は俗神道といつて大

に排斥せねばならぬ立て方である。そしてこれが古道が維新の指導者となつた所以ではあるが、それも教としては未完成である。自然今維新政府が考へてゐる皇道興隆（大道宣揚ともいふ、國民の思、本思想信仰を統一することなり）は、本居・平田流の古道・本教を道徳倫常の道としてのみならず、歸依安心の教としても、國民の歸向を受けるまでに作り上げること、換言すれば「復古神道宗門」を完成することが前行せねばならぬ。が之は容易なことでない。だから二年三月には教導取調掛を置かれ、それが局となり宣教使といふ役所になつたが、無論神祇官と殆ど同體のものであるけれども、中々その成案が得られない。それには神祇官宣教使方面の暗闘も大に關係してゐる。が大勢の趨く處、大教といふものに落ちついて、明治三年一月三日には神祇官で宣教開講の御祭典があり、宣布大教の詔も御煥發になつた。而して是れ正に神祇官に三殿御鎮座の後初めての御祭典である。神祇制度の大綱確立が信仰統一方針の確立をも含む所以。その意を寓して題名には神祇道の確立といふ字を用ひた。

所がこの所謂大教なるものゝ内容は、宗教までも含むと考へねばならぬとすれば、甚だはつきりしてゐない。宣布大教の詔を拜讀しても

朕恭惟、天神太祖、立極垂統、列皇相承、繼之述之、祭政一致、億兆同心、治教明于上、風俗美于下、而中世以降、時有汚隆、道有顯晦矣、今也天運循環、百度維新、宣明治教、以宣揚惟新之大道也、因新宣教使、布教天下、汝群臣衆庶、其體斯旨。



とあつて全く五月の勅問と同じである。神祇伯兼宣教長官中山忠能卿が奏した宣教詞も同様。だがその日の講義が、

人 倫

伊能○顯權中宣教使

敬神尊王大威(義)

本居○顯權中宣教使

可畏神威事

猿渡○盛客少宣教使

導民之本在教化

潮見○清權少宣教使

といふにあるを見れば、其内容は決して推量するに難くない。即ちまた本教本學といふ在來の本居平田流のまゝである。それでこれから大教を完成することに努力が注がれるが、これについては大隈侯八十五年史に面白い記事があるから、左にその大要を紹介する。

明治のはじめ神祇官を再興して祭政一致を行ふといふ時に、予も神祇官御用掛になつて新神道の製造に關係した(○百官履歴によれば大隈は明治三年正月には民部大輔兼大藏大輔であつたが、七月十日本官を免じて大藏大輔專任となり、更に九月二日參議に遷つてゐる。そして閏十月十四日制度御用掛兼勤を命ぜられてゐるからそれ以後のことであらう。)予の考では神道は我が國開闢以來未だ一回も宗教として用ひられたことがない、且つその儀式は單純で宗教たるに適せず、故に之を以て眞個の宗教たらしめ、佛教に

代りクリスト教に代り、以て世道を裨益し人心を支配せしめんとすれば、その宣教師(使)も出なければならぬ、優れた傳道者も出なければならぬといふので、新神道を興すつもりでその取調を熱心

にやつた。が後に中村正直に會つたら、それは大きな考ちがひである、元來宗教は人間が作るべきものでない、神が印判を捺いたものでなければ宗教でない」と云つたので、成程と思ひ廢藩置縣後間もなくやめた。云々

維新の元勳の回顧談、殊に大隈侯には十分の信用はおけぬが、之は大體の筋としては信じてよいと思ふ。即ち之によると平田・大國流の考のみに據らないで、別に教を立てるのが神祇官宣教使内部の考であつたのであつて、それでこそ大教といふ名も出來たのであらう。先に予は二年五月の勅問に天工天職の語あることを指摘したが、それもこゝに思ひ合はすべき一つであらう。何れにしても樂屋で揉めた。これから一年半、四年七月四日宣教使に仰せ出された教導の御趣意たる「大教の旨要」(太政官日誌字未第四十五號)でも

大教の旨要ハ神明ヲ敬シ人倫ヲ明ニシ億兆ヲシテ其心ヲ正シク其職ヲ效シ以テ 朝廷ニ奉事セシムルニアリ教ノ以テ之ヲ導クコトナケレハ其心ヲ正クスルコト能ハス政ノ以テ之ヲ治ムルコトナケレハ其職ヲ效スコト能ハス是教ト政ト相須テ行ハル、所以ナリ今ヤ更始ノ時ニ方リ 神武天皇鴻業ヲ創造シ玉ヒ崇神天皇四方ヲ經營シ玉フ 御偉績ニ基カセラレ時ニ因リテ宜ヲ制シ大ニ變革更張被遊候處大教ノ未ダ浹洽ナラサルヨリ民心一ツナラス其方向ニ惑フ是宣教ノ急務ナル所以ナリ夫人ハ萬物ノ靈神明最モ惠顧シ給フ所ノ者ナリ 天孫 皇太神ノ勅ヲ奉シ斯土ニ君臨シ之ヲ撫

宇シ給ヒシヨリ 列皇相承亦皆 太神ノ心ヲ以テ心ト爲シ玉ハサルハナシ然而太政ノ變更スル所アル者ハ世ニ古今アリ時ニ汚隆アルヲ以テノコトニテ元ヨリ斯民ヲシテ其心ヲ正クシ其職ヲ效シ以テ昏迷ヲ解キ終始仰テ依ル所ヲ知ラシメント期シ玉フハ 前聖 後聖其揆一也故ニ大教宣布スル者誠ニ能ク斯旨ヲ體認シ人情ヲ省テ之ヲ調攝シ風俗ヲ察シテ之ヲ提撕シ之ヲシテ感發興奮シ神賦ノ知識ヲ開キ人倫ノ大道ヲ明ニシ神明ヲ敬シ其惠顧ノ洪恩ニ負カス 聖朝愛撫ノ聖旨ヲ戴キ以テ維新ノ隆治ニ歸向セシムヘク候是政教一致ノ 御越意ニ候事

とあつて、遺憾ながら、まだ總論序説に止つてゐるやうな寂しさを感じざるを得ない。然り而して其の主たる原因は神道を宗教として完成せしむる爲に決定すべき諸問題に於ける、神祇官宣教使内部の意見の干格不統一(その最も甚しきものは黄泉國の所在に關する、小野述信一派と平田延と)と、且つ神祇官宣教使の上申を、太政官が躊躇逡巡して採用しなかつた點にあるやうである。今日坊間に残つてゐる矢野玄道・常世長胤などの諸著述と、此年八月の門脇重綾の建言とは蓋し此の間の事情を洩らしてゐる。だがこういふ事は、數年來死生を度外に於て國家更生の爲に働き、殊に間もなく疾風迅雷、一令の下に廢藩置縣の大事を令して、二百八十諸侯の血で購うた累代相傳の特權まで奪つた志士元勳の輩の、風馬牛關せずと視過しておかれる所でなかつたらしい。當時神祇官に勤めてゐた芳村正兼氏によれば(神佛分離資料上卷明治初年の政府と神佛二教)、西郷隆盛は一日江藤新平に、神祇省(四年八月八日神祇官を省に下し、太政官の被官とす)は晝寢官な

り、何の役にも立たぬと詰責したといふ。察する所、之は四年末か五年初のことであらうが、當時西郷は參議の筆頭、兼大藏省(今の内務大藏)御用掛、江藤は文部大輔兼制度局御用掛、間もなく教部省御用掛をも兼ねて教導制度確立に盡力した。

### 一〇、教則 三條

西郷の如き寡黙の長者が、かゝる督責の論議まで敢てするに至つては、蓋し一般の見る所も思半に過ぎるものがあらう。見よ四年十二月には左院(公議所が集議院、下の議政所、左院、元老院となる)から、異教豫防寺院省設置の建議をしてゐるではないか。その意は、人の一念は政令刑法で移すことは出来ぬものである。彼の邪教の如きも然りであるから、之は教化によつて防ぐより方法はないのである。然るに今の儘に放任しておいたならば、佛法の廢滅するに随つて耶蘇教は次第に蔓延し、共和政治の論も起るに至るであらう。因て宣教使も擔當、又寺院省を設けて佛徒にも盡力せしむる様にせられ度いといふのであるが、正しく神祇官宣教使に對する一種の不信任ではないか。加之越えて十二月の二十二日には復重ねて

教部省ヲ置キ道學ニ屬スル在來ノ諸教導ノ事務ヲ總管セシメ、神教及ビ儒佛共各教正ヲ置キ生徒ヲ教育シ人民ヲ教導セシムヘシ。云々

といふ有名な教部省設置の建議もしたのである。そして、時恰も此の頃から政府も反省する所あつ

て、廢佛合寺を始め、僧侶の還俗等に對する手心が變つて來つゝあつた際であるから、此の建議も省られて、五年三月十四日には神祇省並宣敎使を廢して敎部省を建て、宣敎事務のみを司らしめ、祭事祀典の事は式部寮に移すことになつたのである。随つて四月二日には八神、天神地祇も宮中へ御遷座、賢所の側に奉安せられ、祭と敎とは全く分離された。間もなく二十五日には敎導職を置き、て神官僧侶を之に任じ、二十八日には敎則三條を定められ、五月三十日には大敎院の設置が許可せられた。そしてこれからあの説敎第一主義の活潑な時期が現はれて來るのである。而して去年十一月から岩倉公等は歐米巡回中であつた。

大敎院と其の時代については、數年來予が興味を以て史料の蒐集に志してゐる所であるから、論じたい事も多いが、先づ茲では神武創業の精神を見るに必要な最少限度にとゞめておく。そこで約して三項をあげるが、第一は敎導職に僧侶を加へた事は、對異敎といふ上からその有する敎導上の技術を利用するだけのことであつて、決して佛敎そのものを是認し、之を以て國民思想善導の要素なりと考へたのではないこと、此は何よりも敎部省の敎導原理たる三條の敎則及び敎導職の思想検査の問題たる十一兼題(明治六年二月九日定)、十七兼題(明治六年二月二日定)を一讀すれば誰にもわからう。無論小數の識者中には、佛敎の敎理をも利用すべしと論じたものもあつたが、それとて利用といふ範圍内のこと、且大勢を動かすの力はなかつた。所詮神道主義によつて信仰統一を計るべしと言ふのは、まだ時代

の聲であつた。

第二に教則三條はあげるまでもなく(○布達方の例として示す)

教導職へ可相渡

教則

第一條

敬神愛國之旨を體すべき事

第二條

天理人道を明にすべき事

第三條

皇上を奉戴し朝旨を遵守すべき事

右之三條兼而奉戴し説教等之節ハ尙

能注意致し御趣意ニ不相悖様厚相

心得可申事

壬申四月

福羽○美 教部大輔

嗟峨○實 教部卿

維新改革の指導精神ニ神武創業の發現につきて

權小教正東本願寺光勝殿

(德滿寺寫教部  
省御趣意書)

といふのであるが、此のことは、前述の左院の寺院省設置の建議に、奉敬神祇候事、君臣ノ大倫ヲ明ニスヘキ事、國家ヲ保護シ忠愛ノ心ヲ存スヘキ事とあつたのに、天理人道の一項を加へただけのものど云へる。尤も芳村氏の記憶によれば教部省では五條を制定して出したのを、正院(もその總裁局即内閣に當る)で削つて三ヶ條にしたものであるのみならず、その發表も單に教導職の心得として出したに過ぎぬので、従つて政府から公に發布したのではないといふことであるが、誠に正大崇高、國民的教訓としては尙ふる處がない。故に之を宗教と分別した所の治教——楠潜龍師に言はしむれば政令を正して國の風俗を美にし、賞罰を明にして民の品行を善ならしめ、國に不忠の臣なく家に不孝の子なく、分名を正し人倫を明にせしむるもの(十七論題略説)——の原則とするならば寸分の申分なきものである。然るに教部省當局は之を大隈侯の所謂新神道の信條を確定公布したるものとなし、之に宗教的な内容まで加へねば承知せずして、黄泉國の所在、死後の靈魂の歸趨、善惡應報の教理まで説くべきものとした。即ち説法、法談を禁じて説教といへと令しつゝ、その説教は神道法談でなければならなかつた。是が誤りの最も重要なものであるが、その上に、こゝに天理とある如きは儒臭あるを免れな

いではないか。新神道と云ひ得る丈に平田・大國の古道に全部びつたりと合ふものであるまい。

三番目にはかういふわけで初めから教部省の三則教諭即大教宣布の運動は、崩壊すべき必然性を

持たせられてゐたのであるが、今更に之を佛教側から見れば、之も始め程こそ廢佛毀釋に困んで、藁でも掴む氣持で隨喜したれ、氣概あるものには六年正月八日麴町の元紀州邸に出來た假敎院の開院式には、既に大不平を來した。攝信上人の日記によると、當日は

一神下 有馬○頼成權大敎正代○宗秀中敎正

一祝詞 近衛○忠房大敎正

一三條讀上 鴻爪○雲中敎正

一神上 大谷○光尊大敎正

已上祭典式

講義

一古事記 堀○秀成大講義

一般若心經 福田○行誠權大講義

説敎

堀大講義 原田○原口針水中講義

とあつた。佛教の旨意を加へてはならぬのだから、全く紫衣紅袈裟で神前に魚鳥を供する狂態である。之が久しく續いたとしたら世は闇である。宗意を交へることも許され、大敎院も分離するに至



るは當然のこと、然るに暫くでも續いたのは、時代の誤れる文化觀と僧徒の無氣力無識見とに因る。かくて間もなく大教院は分離し、大教宣布運動も若干年の後には消えるのであるが、然し之に就いては今贅言を弄しまい。それは餘りに知れ過ぎたことであるから。

### 一一、結 語

以上予は大體神武創業の精神が、思想的方面に現はれて來た跡方をながめ、それが竟に國教政策の破綻に終る過程を明にした。併しながら心せねばならぬのは、是は決して大教宣布運動が無意義のもの、或は有害なものであつたといふ判断を生むものでないと云ふことである。明治日本が江戸時代の日本から一朝蟬脱して、政治的にも、社會的にも、經濟的にも、將た思想的にも全然面目を一新した、否棟梁を除いては材木までも改めた革新の苦惱を持たざるべからざりしことを反思すれば、排佛といひ斥儒といひ關邪といふ、今では無意味なことでも、その時には必ずしもさうでなかつたものが存したことを、看取し得るものが儼として存するのである。同様に皇學、本教があんな正大高明、西戎南蠻も神皇の愛民、異國の道も皇道の中のものど考へるべき理念の上に立ち、その學說も或點まで大成してゐたのに、さて實境に到れば、あんな偏僻固陋な一面を持つて顯はれた理由も察するに足る。殊に況んやこれがその自省自戒の内面的方向に進んで、神祇制度の淨化、國民精神の實踐的規範を見出すに至つた功績については、決して見通してならぬことである。賀茂大

人以來皇學・本教の研究は進んでゐたが、之はまだ完成されてゐなかつた。蓋し其機に臨まねば切實なるものが生れぬのである。

もう一つ云つておかねばならぬのは、此の神武創業の精神が政治・社會・經濟等の文化域にどう顯現したかといふことである。是は今日になつて故らに論ずるまでもなく、最近特に盛行した維新研究が殆ど闡明し盡した。予もまだ活字にはしないが、維新改革の思想的背景と題して先年筆を執つたことがある。仍てこゝでは故らに觸れないで、たゞ一言結論のみを記すに止める。それは、凡そ維新政府の取つた方針、施行した政策を顧みよ、すべてが復古、革新で、すべて前代のありし處、なせしものを覆した。然しその實際はごんな形のもが代つて用ひられたかと云へば、言はずもがな「歐米先進國」のその模倣であつた。だから復古といつても要するに維新になつたのである。明治史要は明治九年以後官撰せられたものであるが、その凡例には

丁卯戊辰ノ際諸號令等往々復古ノ字ヲ用フ、後改メテ維新ト爲ス、維新ノ字頗穩當ナラス、然レトモ慣用日久シク遽ニ改メ難キヲ以テ一ニ原文ニ從フ

云々とある。いかに保守家が復古々々と志しても、時勢は支へられぬではないか。而して時勢は保守家よりも賢明である。維新の字こそ反つて神武創業の精神に合致するものであつた。之は感情や因襲を拂拭した、理念としての皇學が夙に闡明し、國民道德の本則としての教則三條が新に體現し

た所である。皇道は之が正當にして忠實な遵行によつて興隆せられ、神武建國の精神は依て以て宣揚せらるゝのである。純雜新古極りなく纏綿した維新草創の時に當つて、一時は纏れたこともあつたにせよ、その大綱に於ては直<sup>ス</sup>なる道を辿つた所に維新歴史の生命がある。そして神武創業の精神は、誠にその案内者であつた。——昭和五、二、七起筆。九、二三草了——